

2 - 6 インドネシア

(1) 調査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士課程 青柳由香

早稲田大学大学院法学研究科修士課程 平山太郎

インドネシアでは、現大統領が公約に知的財産の保護を入れたこともあり、ようやく知的財産権に関する認識が国内に芽生えつつあるという状況であり、また同時に、国内実務も判例を通じて形成されつつある途上にあるといえる。

そのため、数度の調査・ヒアリングによっても明らかとされず、さらなる調査を必要とする箇所が多々ある点をご容赦願いたい。

知的財産関連紛争の処理に関する司法裁判所と行政機関との間の役割分担

インドネシアでは2002年より知的財産権に関する裁判制度の改革がなされた。

これにより、知的財産権に特化した商事裁判所が地方ごとに新たに設立され5つとなっている。もともとはジャカルタ中心部にある地方裁判所に1つ設立されていたが、マカサル商事裁判所、メダン商事裁判所、スラバヤ商事裁判所、及びセマラング商事裁判所でも新たに開設されたのである。

知的財産権に関する訴えは、知的財産権の事件を審理する管轄権を有する至近の商事裁判所へ訴えを提起する。ただし、これらの裁判所の管轄外の地域では地方裁判所に委ねられることとなっている。なお、トレードシークレットの事件は除かれ、通常の、地域的な裁判所管轄権に服する。

民事の知的財産権事件は、商事裁判所を第一審裁判所とし、当事者又は敗訴当事者は、最高裁判所に対し直接控訴を申し立てることができ、また、控訴審において当事者は、最高裁判所に対し特別の救済措置を求めることが認められている。

知的財産権に関する民事の事件は全て、商事裁判所及び最高裁判所の双方において、専門的な裁判官によって審理されるが、他方、知的財産権に関連する刑事事件は、犯罪が行なわれた場所及び被害当事者についての一般的な裁判所の管轄権に服し、地方裁判所の決定については、高等裁判所へ控訴することができ、高等裁判所の決定についての利害関係人は、最高裁判所へ上告することができ、さらに、最高裁判所の裁定について、最高裁判所において再審理を受けることができる。

最高裁への上告には、制限がないため上告の数が非常に多く、最高裁において下級審の判断が覆されることも多くあり、最高裁判決が主要な判例法理の源となっている。

最高裁判所の判事の数合計は51名であり（訪問した時点では欠員があり49名との

ことだった) 全判事が揃う大法廷も用意されている。ただし、大法廷は公衆の注意を引くべき事案にのみ用いられるため、ほとんど開かれることはない。

事件の審理における商事裁判所、および最高裁判所/控訴審との関係は、知的財産権の事件がその性質上迅速なプロセスを必要とする商業的問題を含むことから、迅速なプロセスにより当事者を害することがないように配慮がなされている。

例えば、商標取消しの事件に関する決定は、申し立てが提出されてから遅くとも90日で商事裁判所によって行なわれることを要し、また、最高裁判所長官の承認がある場合には最長で30日間延長することができる(商標に関する2001年の法律第15条第80条(8)を参照)。特許事件においても、申立てが提出されてから遅くとも180日以内に商事裁判所は、決定しなければならない(特許に関する2001年の法律第14号第121条(2)参照)。著作権の事件については、商事裁判所へ申立てが提出されてから90日以内に商事裁判所は決定を行なわなければならない、最高裁判所長官の承認がある場合には、最長で30日間延長することが可能である。

そして、商標及び著作権に関する控訴審の決定は、最高裁判所が控訴の申し立てを受領した日から遅くとも90日後に行なうことを要し(商標に関する2001年の法律第15号第83条(9)、及び、著作権に関する2002年の法律第19号第64条(3)参照)。特許事件の決定は、最高裁判所が控訴の申し立てを受領した日から遅くとも180日後に行なうことを要する(特許に関する2001年の法律第14号第123条(9)参照)。

司法裁判所において知的財産関連紛争を処理する裁判官となる者の専門性の程度

最高裁判所において専門的な判事を任命することは、基本的には専門性を生み出すために任命するものであり、これによって、民事事件におけるような不統一性が回避されることが期待されている。同様の取扱いは、商事裁判所の裁判官の採用においても適用される。こうした裁判官は、法学部出身者に限られるが、商事裁判所に指名・任命される前に、セミナーなどの一定期間のトレーニングを受けており、就任後は、高潔性と専門性を維持しつつ、国内及び外国の双方における研修によって定期的な訓練を受ける。商事裁判官の枠組み、昇進パターン及び地方勤務を持続的かつ良好に組織されたものとするようになるよう配慮することは重要である。

ただし、知的財産権に関する刑事法規の執行においては、事件は、専門的な裁判官によって審理されるわけではない。このような二重の制度によって、理論的に、また潜在的に、当事者が、同時に民事と刑事の両方の手続において法的措置をとった場合に、それぞれが異なる管轄権又は裁判所で行なわれることから、民事事件と刑事事件の間で異なるか、または逆の結果又は判決となる場合があり得る。

司法裁判所における知的財産権関連の民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の割合、また争われる各知的財産権の割合

知的財産権に関する事件のほとんどは、商標、特許、及び、著作権に関するものであって、商事裁判所で取り扱われている。

2002年から2005年5月までの期間に行われた民事の知的財産権に関する事件についての最高裁判所の決定は、約132件であるが、その内訳は、商標事件が113件、著作権事件が4件、工業デザイン事件が10件、そして、特許事件が6件となっており、圧倒的に商標事件が多い。

同時期に最高裁判所が決定を行なった刑事の知的財産権の事件は、約44件のみである。

なお、刑事規定については、(1)工業デザインその他を含む知的財産権は私的権利であり、違反・侵害に対し権利所有者の権利は保護され、また、実行者は制裁を科されること、(2)知的財産権は、当事者間に契約関係をもたらすビジネスの一部であること、(3)告訴に基づかない通常の犯罪は、ほとんどの関係者が民間部門の者であるにもかかわらず基本的には、和解は認められないこと、(4)親告罪としての刑事規定は、被害当事者・犠牲者のみが、捜査・訴追を停止することができ、法執行者・警察は、被害報告が正式に提出されない限り犯罪の発生について知らず又は知らないものとみなされること、(5)知的財産権の刑事規定が通常のものであれば、犯罪が行なわれても、犯罪抑制措置がとられないという事態を容認しなければならないことになること、を理由として親告罪の規定へと変更されている。

親告罪制度に基づく刑事規定は、権利の違反又は侵害を被った被害当事者に民事訴訟若しくは刑事訴訟又はその両方を同時に行なうか否かについての選択肢を与えるものであり、また、達成できる期待に応じた選択肢を提供するものである。上記の制度による選択肢は、知的財産権事件への法の執行における二重の制度によりもたらさせる予期しない結果又は影響を防ぐこともできるのである。

<注>

現時点においては、知的財産権を規律する法律は次の通りである。

- トレードシークレットに関する2000年の法律第30号
- 工業デザインに関する2000年の法律第31号
- 半導体集積回路の回路配置に関する2000年の法律第32号
- 特許に関する2001年の法律第14号
- 商標に関する2001年の法律第15号
- 著作権に関する2002年の法律第19号

司法裁判所において損害賠償を認定する場合の損害額の認定手法

インドネシアの知的財産法には、日本のような損害額を認定する規定は存在せず損害の認定をしていない。裁判官へのヒアリングによると、この点については、裁判所内でも改善が必要との意識があり、損害の認定ができるようになることが必要であるとの認識が裁判所内にもあることがうかがえた（このことはカントリーレポートの中でも触れられている）。

司法裁判所における知的財産権の有効性判断の可否とその効果

特許庁での登録の有効性の判断は裁判所でそのまま尊重されているのか、裁判所で覆されることはないのか、などは、該当する裁判例が見当たらなかった。

司法裁判所において商標の類似性が争われる場合の判断手法

商標に関する典型的な事例を早稲田大学の判例データベースより引用し、以下に紹介する。

事件番号 033 K/N/IPR/2004

PT. MEROKE TETAP JAYA 対 PT. PETRO KIMIA GRESIK 及び DEPARTMENT OF JUSTICE AND HUMAN RIGHTS REPUBLIC OF INDONESIA cq GNERAL DIRECTORY OF IPR cq TRADEMARK DIRECTORY

原告は国有企業であり、1988年以来の研究開発の結果1995年より「SP36」という商標の下で肥料をインドネシア国内で販売している。原告は2000年2月16日に「SP-36+ LOGO KEBO MAS」を商標登録しているが（登録番号478.185）、当該商標「SP36」はインドネシア国内で著名であった。これに対し被告が2000年1月に「SP36」を（登録番号557.206）、2002年11月15日に「SP-36 & LOGO」（登録番号557.206）を登録した事例である。被告は原告が1995年より「SP36」商標を使用しているという事実はないとし、また2001年法第15号は登録商標の権利者の保護を図る旨を謳っていることを主張した。

商務裁判所は、商標の利用開始についての被告の主張は十分な証拠に欠くとし、さらに、文字の組み合わせ及び発音において明らかに類似性がみられ、原告の主張を支持した。上告審においてはさらに商務裁判所の判断が支持された。

司法裁判所において日本の企業や個人が当事者となる場合に留意すべき事項

まず、知的財産権の事件に対する法の執行においては二重構造が存在することに留意することが必要である。

これは、民事の知的財産権事件が商事裁判所を第一審裁判所とし、影響を受けた当事者又は敗訴当事者は、最高裁判所に対し直接控訴を申し立てることができ、また、控訴審において影響を受けた当事者、最高裁判所に対し特別の救済措置としての民事の審理を求めることが認められているという事実によるものである。

知的財産権に関する民事の事件は全て、商事裁判所及び最高裁判所の双方において、専門的な裁判官によって審理されるが、他方、知的財産権に関連する刑事事件は、犯罪が行なわれた場所及び被害当事者についての一般的な裁判所の管轄権に服し、地方裁判所の決定については、高等裁判所へ控訴することができ、高等裁判所の決定について影響を被った当事者は、最高裁判所へ上告することができ、さらに、最高裁判所の裁定について、最高裁判所において再審理を受けることができる。そして、あらゆる審級における知的財産権に関する刑事法規の執行においては、事件は、専門的な裁判官によって審理されるわけではない。

上記の二重の制度は、理論的に、また、潜在的には、当事者が、同時に民事と刑事の両方の手続において法的措置をとった場合には、それぞれが異なる管轄権又は裁判所で行なわれることから、民事事件と刑事事件の間で異なるか逆の結果又は判決となる場合があり得るという点に注意が必要となろう。

また、ヒアリングにより、インドネシアにおいて仮に日本企業が知財関連で訴訟を行う場合について、知財紛争に適した弁護人の選定に注意を払うべきである、とのアドバイスを受けた。インドネシアでは未だ知的財産権に関する教育は十分ではないため、形式面で敗訴する場合も見受けられるためである。

以上



<最高裁判所内にてマボン副長官（中央）らと撮影>